

佐賀県告示第 189 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護扶助のための介護機関として、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による介護支援給付のための介護機関として、地域包括支援センターを次のとおり指定した。

平成 26 年 5 月 23 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 指定年月日 平成 23 年 4 月 1 日
- 2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 みやき町
所在地 三養基郡みやき町大字東尾 737 番地 5
- 3 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 みやき町地域包括支援センター
所在地 三養基郡みやき町大字東尾 6436 番地 4
サービスの種類 介護予防支援